

那須町環境基本計画

(素案)

那 須 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 那須町の概要	6
第3章 環境の現状と課題	8
1 自然環境	8
2 生活環境	10
3 地球環境	13
第4章 計画の目標	15
1 基本理念	15
2 望ましい環境像	15
3 環境目標	16
第5章 施策の展開	17
1 施策の体系	17
2 環境目標実現のための施策の展開	18
環境目標1 豊かな自然と共生するまち	18
環境目標2 生物多様性を育むまち	19
環境目標3 清らかな空と大地と清流のもと健やかに暮らせるまち	20
環境目標4 放射能影響のない安全安心なまち	21
環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち	22
環境目標6 みんなが環境を大切にするまち	23
第6章 環境目標達成のために	24
1 環境配慮指針の目的	24
2 主体別環境配慮指針	24
第7章 計画の推進	25
1 計画の推進	25
2 計画の進行管理	25

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちの郷土那須町は、雄大な那須連山とその麓に広がる高原や温泉郷、そして八溝の山並みに続く里山や田園など、豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然の中での悠久の営みにより、歴史や文化、人間性豊かな地域社会が築かれてきました。

健全で恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が地球という大きな枠の中で密接に関わり合い、微妙な均衡のもとに保たれて、すべての生き物にとってかけがえのないものです。私たちは、その環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

しかしながら、社会経済の発展は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させました。その結果、環境の持つ復元能力を超え、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっていきます。

これらの課題に対応するため、私たち一人ひとりがこれまでの生活をふり返り、その生活様式を見直していくことにより、持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に誇ることができる環境をつくりあげていかなければなりません。

那須町では、平成14年3月に「那須町環境基本計画」（以下「前計画」という）を策定し、望ましい環境像として掲げた“人がきらめき、緑かがやくまち”の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画の策定から10年以上が経過し、集中豪雨や猛暑等の異常気象が多発し、より深刻化している地球温暖化問題や化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、私たちの豊かな暮らしを支えてきた生物多様性衰退の問題等、環境問題に大きな変化が見られます。

本町においても、開発や農地・森林の荒廃等による希少動植物の生息・生育域の減少や廃棄物の不法投棄、河川の水質汚濁、地域の生活環境の変化に伴う悪臭・騒音等の環境問題が見られます。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による町内の被災に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散に伴う環境汚染など、新たな問題も発生しています。

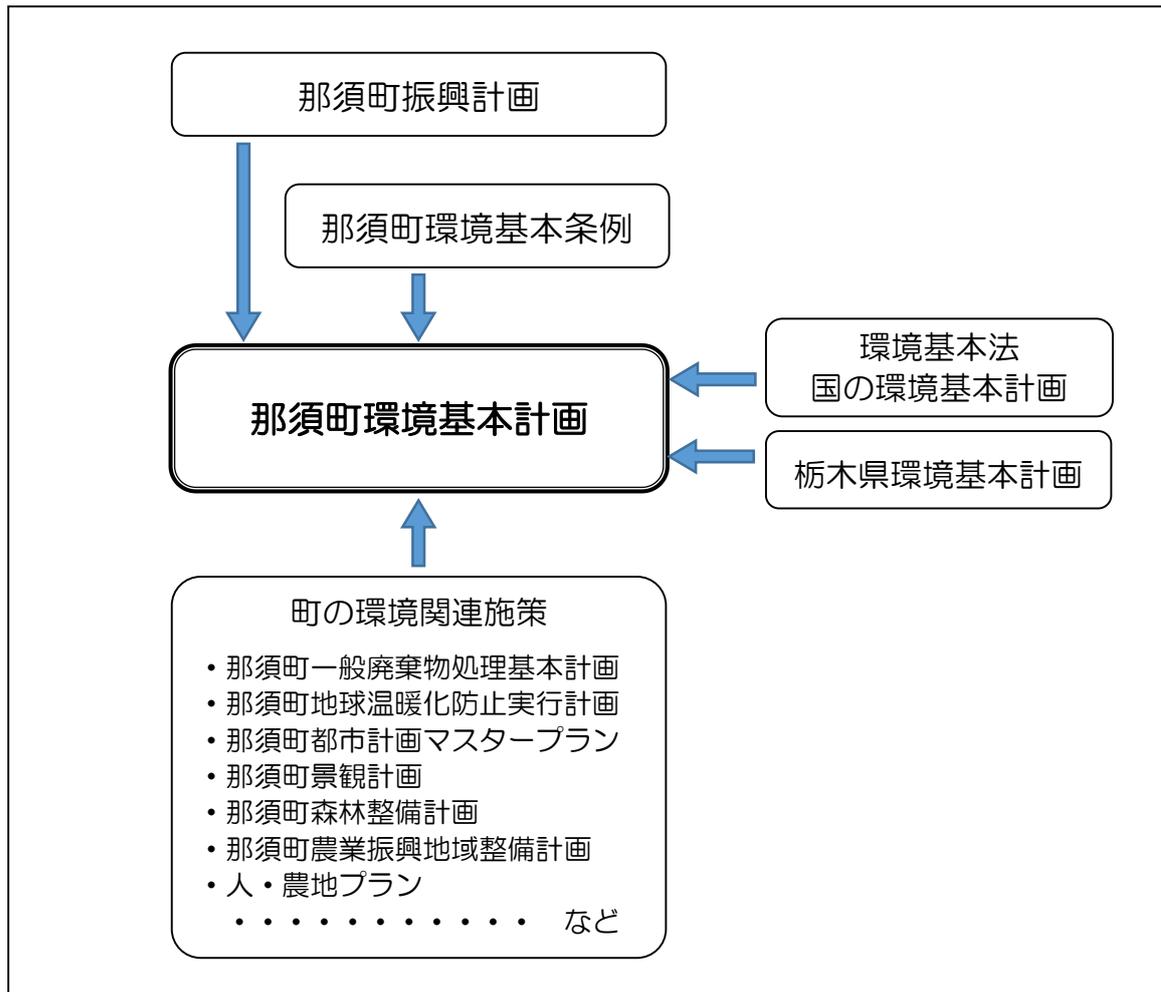
このようなことから、現在の環境の状況と課題を把握し、社会情勢や環境問題の変化を反映すべく新たな「那須町環境基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、本町の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、「那須町振興計画」を環境面から実現していくもので、本町の環境保全に関する諸施策の基本となるものです。

計画の策定、推進にあたっては、本町の各分野別計画や国及び栃木県の環境基本計画との整合を図ります。

図 計画の位置付け



3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、環境問題を総合的に捉えるため、次のとおりとします。

● **自然環境分野**

森林や里地里山、水辺などの多様な自然環境と、そこに育まれた生物の多様性の確保など、人と自然が共生することができる環境の創生に関する分野

● **生活環境分野**

大気環境、水環境、土壌環境、騒音などの公害に関する分野に加え、廃棄物や放射能など人の健康や日々の生活に大きくかかわる自然的・社会的な環境分野

● **地球環境分野**

地球温暖化、資源・エネルギーなどの地球環境の保全に関する分野

4 計画の対象地域

計画の対象地域は、那須町全域とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度（2016 年）を初年度とし、平成 37 年度（2025 年）までの 10 年間とします。ただし、計画期間中においても、新たな環境問題の発生など状況の変化や社会経済情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

6 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

○環境の現状や課題を把握し、那須町の環境の将来像について共通認識を示します。

環境の現状と課題を明らかにすることにより、環境に対する認識を深め、環境の将来像について町民と事業者及び町が共通認識を持つための方向性を示します。

○望ましい環境の将来像を実現するための取組内容を示します。

将来像の実現に向け、各分野における環境目標を設定し、目標を達成するために取り組むべき施策を示します。

○数値目標を設定し、より実効性のあるものとします。

環境基本計画の進捗状況をよりわかりやすくするため、数値目標を設定します。

○町民と事業者の環境に配慮した行動を促す指針とします。

町民や事業者に対し環境保全についての基本的な考え方を示すとともに、町民、事業者が自ら積極的に環境の保全に向けて行動するための指針とします。

7 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する町民・事業者・町・観光等で訪れる人々が環境の保全に向けそれぞれの役割を分担し、相互に連携、協力していく必要があります。

○ 町民の役割

- ◆日常生活での環境負荷を低減し、周辺環境に配慮します。
- ◆環境保全活動に積極的に参加します。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。
- ◆NPO等の民間団体は、各主体や他の団体と連携し、環境保全に協力します。

○ 事業者の役割

- ◆事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全に努めます。
- ◆事業活動による環境負荷の低減に努めます。
- ◆環境保全活動に積極的に参加します。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。

○ 町の役割

- ◆町内の環境に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し推進します。
- ◆率先して環境負荷を低減します。
- ◆町民、事業者と協働し、環境保全活動を推進します。
- ◆国や県、近隣自治体との連携を図り、環境保全などに関する取組を推進します。

○ 滞在者（通勤・通学・旅行者）の役割

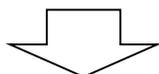
- ◆滞在に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。

8 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

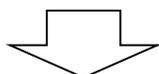
第1章 計画の基本的事項

計画の位置付け、対象範囲、期間、各主体の役割等を示します。



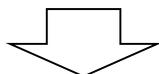
第2章 那須町の概要

人口や土地利用等の概要を示します。



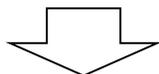
第3章 環境の現状と課題

自然環境、生活環境等の現状と課題について示します。



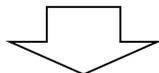
第4章 計画の目標

計画の基本理念や、望ましい環境像、環境目標を整理します。



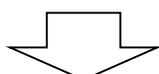
第5章 施策の展開

環境目標を実現するための基本方針や基本施策を示します。



第6章 環境目標達成のために

主体（町民、事業者、滞在者）別の環境配慮指針を示します。



第7章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理、結果の公表について示します。

第2章 那須町の概要

1 位置と地勢

本町は、栃木県の北部に位置し、東京都まで約170km、宇都宮市まで約60kmの距離にあります。東は八溝山を境に福島県棚倉町及び白河市に、西は那珂川をはさんで那須塩原市に、南は那須塩原市及び大田原市に、北は福島県白河市及び西郷村に接してしています。

那須連山と八溝山地に至る広大な町域の那須町は、総面積372.31km²を有し、栃木県の総面積の約6%にあたります。

日光国立公園区域となる北西部には、今なお噴煙をはき続ける那須連山の主峰、標高1,915mの茶臼岳がそびえています。その南斜面は那須温泉郷やレジャー施設、別荘が点在する高原地域、町の中央部は農業地域となっています。また、東部の八溝山系一帯は、良質な八溝材の生産地域で、県立自然公園区域に指定されています。

2 気候

本町の気候は、概ね冷涼で湿気の少ない高原型の気候となっています。内陸部のため気温の年較差、日較差が大きく、高原部と平地部の標高差による気温の較差も見られます。降水量は、7月から9月にかけて多くなり、年間の降水量は約2,000mmとなっています。冬季は山間部を中心に積雪があり、平地部では乾燥した冬晴れの日が多くなります。また、夏季は雷の発生が多く、冬季は那須おろしと呼ばれる北西からの季節風が吹く特色があります。

3 人口

平成25年10月時点の本町の人口は25,817人、世帯数は8,809世帯で、近年、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向を示しています。人口は、平成15年からの10年間で1,390人減少し、一世帯当たりの人員も3.4人から2.9人に減っており、核家族化が進んでいる傾向が見られます。

4 土地の利用状況

本町の地目別面積は、「山林」の割合が35.9%と最も高く、次いで「田」10.6%、「雑種地」7.3%、「畑」6.0%、「宅地」4.7%と続いています。近年、「宅地」がわずかに増加傾向にあり、「山林」、「田」、「畑」の減少傾向が見られます。

5 産 業

本町の産業分類別事業所数を見ると、平成 24 年には第 3 次産業が 1,167 事業所と最も多く、全体の 76.7%を占めており、第 1 次産業は 34 事業所 (2.2%)、第 2 次産業は 320 事業所 (21.0%) となっています。

本町は、年間に約 500 万人の観光客が訪れる県内有数の観光地で、観光産業は本町の基幹産業となっています。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、本町への観光客入込者数は一時大きく減少しましたが、その後、回復傾向にあります。

6 上水道

本町の平成 25 年度の上水道給水人口は 20,939 人で、普及率は 78.51%となっており、近年、大きな変化は見られず、ほぼ横ばいで推移しています。

7 下水道

本町では、湯本地区と黒田原地区に下水道施設が整備されており、平成 25 年度の下水道の普及率は 11.3%、処理区域内での水洗化率は 67.8%となっています。

第3章 環境の現状と課題

1 自然環境

(1) 森林・里地里山

① 現 状

那須町は、県内でも自然環境に恵まれた地域で、その面積の多くを森林や農地が占めています。茶臼岳を主峰とする那須連山から山麓に広がる地域は日光国立公園区域に、東部の八溝山系は県立自然公園に指定され、豊かな森林が残されています。その周辺には平地林や広大な農地が混在して広がり、優れた自然景観を形成しています。

森林は、木材や林産物の供給、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂流出の防止、さらには、自然とのふれあいの場など多様かつ公益的な機能を有しており、人々が豊かに生活するうえで大切なものとなっています。

また、その周辺に広がる山林や農地では、林業、畜産、稲作、畑作が営まれてきました。長年にわたる人と自然のかかわりを通じて形成された里地里山は、多様な生態系が形成され、食糧や木材などの自然資源の供給や良好な景観、文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たしています。

しかし、農林業従事者の高齢化や担い手不足などにより、林地の荒廃や耕作放棄地が増加し、人の手により維持されてきた里地里山の生態系への影響が懸念されるとともに、野生鳥獣による農作物の被害が増えています。

また、豊かな自然に安らぎを求める人々のために、開発が行われてきましたが、その後、維持管理が行き届かず荒廃が進んでいる地域も見られます。

自然から受ける恩恵を将来に受け継いでいくためには、人と自然の共生を目指し、本町の貴重な財産である森林や里地里山を適正に保全・活用する必要があります。

② 課 題

- ・ 多面的機能を有する森林の保全・整備
- ・ 林業生産活動の維持
- ・ 平地林の保全と管理
- ・ 農地の保全、ため池、用水路等の適正管理
- ・ 耕作放棄地の解消
- ・ 多様な生態系の維持
- ・ 野生鳥獣による被害防止
- ・ 良好な自然景観の保全と活用
- ・ 歴史的・文化的な景観の保全

(2) 生物多様性

① 現 状

本町は、北西部の那須連山から東部の伊王野・稲沢一帯まで、その標高差は約1,700mと非常に大きく、八溝山系の影響もあり、起伏の多い複雑な地形をしています。このため、山岳地帯やその裾野に広がる森林、里地里山、余笹川をはじめとする清流や湿地など多様な自然環境に恵まれています。

那須御用邸用地の一部が整備された「那須平成の森」は、近年まで人がほとんど立ち入ることがなく、豊かな自然環境が残されています。また、小深堀をはじめとする那須山麓湿地群は、希少種、固有種が生育・生息している場所として、「日本の重要湿地 500」にも選定されています。

これら豊かな森林や水辺環境には多様な生態系が形成され、希少種をはじめ様々な野生動植物が生息・生育しています。

平成14年度から平成18年度にかけて実施した自然（動植物）調査の報告書（那須町教育委員会）によると、昆虫で19種、植物で54種の希少動植物が確認されています。

一方で、土地の開発や林地の荒廃、耕作放棄地の増加などによる野生動植物の生息・生育環境への影響や、人為的に持ち込まれた外来種による地域固有の生態系への影響が懸念されています。

私たちの生活は自然界から多くの恩恵を受けて成り立っており、多様な動植物の生息・生育環境を守ることは、私たち人間の生活を守ることにもつながります。地域の特性を考慮しながら、こうした貴重な生態系を保全していく必要があります。

② 課 題

- ・ 多様な生態系の維持
- ・ 野生動植物の生育・生息場所の保全
- ・ 希少動植物種の保護
- ・ 特定外来生物の防除
- ・ 環境保全活動の推進と人材の育成

2 生活環境

(1) 公害

① 現状

私たちの暮らしには、安心できる大気・水・土壌を欠かすことはできません。そのため、大気・水・土壌の環境汚染を未然に防止する必要があります。

大気環境では、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素が要因で発生する光化学オキシダントの問題があります。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成率が低く、広範囲に汚染物質が移動する広域的な大気汚染の原因となります。このため自動車や工場などの排出ガスの抑制対策を今後も継続する必要があります。加えて、近年大気汚染の大きな原因として取り上げられている微小粒子状物質（PM2.5）も広域的な問題であることから、栃木県と連携を図りPM2.5の監視を行っていきます。

水環境では、定期的に河川の水質調査を行っており、その結果を見ると、水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（BOD）は、一部の河川で汚濁が見られる時があるものの、概ね環境基準を達成しています。近年、水質悪化の主要因は生活排水となっているため、事業所の規制基準遵守及び家畜排せつ物の適正処理の指導に加え、生活排水の適正処理を推進する必要があります。

土壌環境では、町内で大きな土壌汚染は発生していませんが、汚染除去には長い時間がかかるため、汚染の監視と未然防止対策を継続する必要があります。

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚や生活環境に左右される感覚公害といわれ、規制基準以下でも不快に感じることがあります。工場や商業施設、農業や畜産施設などの事業活動だけでなく、私たちの日常生活においても周辺の生活環境への配慮が必要とされています。

② 課題

- ・ 自動車や工場などの排出ガスによる大気環境への影響
- ・ 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）の影響
- ・ 那須高原の交通渋滞緩和
- ・ 野焼き行為による生活環境への影響
- ・ 生活排水等による河川の水質汚濁
- ・ 下水道等の生活排水処理施設の普及向上と適正管理
- ・ 事業所等からの騒音・振動・悪臭の監視

(2) 廃棄物

① 現 状

本町では、収集計画に沿って収集されたごみは、中継施設であるクリーンステーション那須に搬入後、広域クリーンセンター大田原に搬出し、処理しています。

私たちの日常生活や事業活動から発生する一般廃棄物の排出状況を見ると、平成24年度の総排出量は11,547トンで、その約8割を燃えるごみが占めています。ごみを焼却することで燃料を消費し、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を排出するなど、地球環境にも大きな影響を及ぼします。環境への負荷を低減するため廃棄物の発生抑制と再生利用の促進が大きな課題となっています。

本町では、レジ袋の削減や生ごみ処理機器の導入促進、分別排出の徹底などの取り組みにより、一般廃棄物の総排出量は、近年減少傾向を示しています。

しかしながら、平成24年度の本町の1人1日当たりのごみ排出量は1,162gで、栃木県平均959gよりも多くなっており、再生利用率については、栃木県平均16.8%に対し、本町は13.1%と低くなっています。

さらなる廃棄物の発生抑制、再生利用の促進に向け、平成25年度からごみ袋の有料化制度を導入するとともに、分別品目に容器包装プラスチックを追加して分別収集を実施しています。今後も、町民や事業者、滞在者と協力し、ごみの減量化、資源化に向けた対策をより強化する必要があります。

一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄の問題があります。廃棄物の不法投棄は、景観を損なうだけでなく、環境への影響も懸念されることから、町民、事業者等のマナーの向上や、意識啓発を図りながら廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

また、事業活動により発生する産業廃棄物の発生、処理は、環境負荷の増大につながります。町内には多くの産業廃棄物処理施設が設置されており、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。ごみの不法投棄防止と合わせ、産業廃棄物の適正処理を徹底するとともに、その発生抑制と資源の有効活用を図る必要があります。

② 課 題

- ・ 廃棄物の減量化、資源化の促進
- ・ 分別の徹底、生ごみ、廃食用油などの資源活用など、再生利用の推進
- ・ 廃棄物の適正な処理
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策と意識啓発

(3) 放射能汚染

① 現 状

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放射性物質が放出され、広範囲の地域が放射能に汚染されるという極めて深刻な事態が発生しました。

この発電所から約 90 k m離れた本町でも、空間放射線量が一時高い数値を示したり、一部の山菜や農林畜産物から基準を超える放射性物質が検出されました。また、放射性物質が検出された農林畜産物の出荷自粛や風評被害により、本町の基幹産業である農林畜産業、観光業などにも大きな影響を及ぼしました。

この放射能による環境汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本町では国などの関係機関と連携を図り、定期的に空間放射線量を測定するとともに、食品の放射能検査やホールボディカウンタによる人体の内部被ばくの検査を実施しています。

また、生活空間から受ける放射線による影響を低減するため、公共施設や個人住宅などの除染を実施し、生活環境の改善を図っているところです。

快適で安心して暮らせる生活環境を守っていくためには、町、町民、事業者が一体となって、この放射能問題と向き合い、放射能対策に取り組んでいく必要があります。

② 課 題

- ・ 町民の健康への放射能の影響の低減
- ・ 食物・飲料水等への放射能の影響の低減
- ・ 放射線量の測定等による現状把握
- ・ 生活空間における放射線量の低減
- ・ 風評被害による町内産業への影響の低減
- ・ 将来を担う子供たちの安全安心の確保

3 地球環境

(1) 地球温暖化

① 現 状

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。その主な要因は、人間活動の拡大に伴う二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変化をもたらすものであり、平均気温の上昇やこれに伴う海面水位の上昇、農作物や生態系への影響、水不足や豪雨など、気候変動の影響は、既に世界各地で顕在化しつつあります。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成 26 年 10 月に、最新の知見を取りまとめた第 5 次評価報告書統合報告書の政策決定者向け要約を公表しました。この中で、気候システムに対する人間の影響は明瞭であるとしたうえで、気候システムの温暖化には疑う余地がないことを示しました。さらに、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムへの長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻かつ広範囲にわたる影響を生じる可能性が高まるとして、温室効果ガスの排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化は、地球規模の環境問題ですが、地球で暮らす全ての人々が、この問題の緊急性・重要性を認識し、その対策のための取り組みを積み重ねていく必要があります。二酸化炭素の吸収源である森林の適正な維持管理を図るとともに、私たち一人一人が、ごみの削減やリサイクル、省エネルギー、エコドライブなど身近な取り組みを確実に行っていくことが求められています。

② 課 題

- ・ 温室効果ガスの排出削減
- ・ 温暖化防止に対する町民意識の向上
- ・ 交通渋滞の緩和と公共交通機関や自転車の利用促進
- ・ 町の事務事業や施策等における地球温暖化対策の推進
- ・ ごみ排出量の削減
- ・ 二酸化炭素吸収源である森林の保全
- ・ 環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及啓発

(2) 資源・エネルギー

① 現 状

私たちは、日常の生活や経済活動において、資源やエネルギーを消費しています。近年の国内のエネルギー消費の動向をみると、製造業や農林水産業などの産業部門ではほぼ横ばいとなっていますが、家庭部門や第3次産業などの事業部門では、快適さや利便性を求めるライフスタイルの普及等を背景にエネルギー消費量が増加傾向にあります。

日本は、エネルギー資源に乏しく、その多くを輸入に頼っています。石油や石炭などの化石燃料は、消費に伴い発生する二酸化炭素が地球温暖化の要因となっているほか、その大量消費による資源の枯渇が懸念されています。

東日本大震災の発生とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の経験から、近年、国内のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化し、安全安心なエネルギーをいかに確保するかが大きな課題となっています。

本町でも、太陽光発電設備の導入支援やバイオディーゼルの活用などに取り組んでいますが、今後も、「那須町地域エネルギービジョン」、「那須町バイオマス活用推進計画」の方針に基づき、「エネルギーの地産地消」を目指した施策の推進が必要です。

② 課 題

- ・ エネルギー高効率設備・機器等の導入促進
- ・ 町民、事業者、行政など各主体の省エネルギーへの取り組み推進
- ・ 再生可能エネルギーやリサイクル型エネルギーの導入推進

第4章 計画の目標

1 基本理念

「那須町環境基本条例第3条」に明記された基本理念に基づき、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

- 1 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していきます。
- 2 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していきます。
- 3 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築します。
- 4 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的に取り組みます。
- 5 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に環境の保全及び創造に取り組みます。

2 望ましい環境像

望ましい環境像は、本町がこれからどのような環境の姿を目指して環境の保全と創造に関する取組を進めていくかを示す長期的な目標です。

本町では、平成14年に那須町環境基本計画を策定し、子どもからお年寄りまですべての町民がいきいきときらめき、人と自然が共生し未来に向かって、光りかがやく緑の環境を育て守っていくまちを意味する「人がきらめき 緑かがやくまち」を本町の望ましい環境像として掲げてきました。

これは、前記の基本理念に相通じる内容であることから、本計画においても望ましい環境像として継承します。

望ましい環境像 「人がきらめき 緑かがやくまち」

3 環境目標

望ましい環境像の実現に向けた様々な取り組みを体系的に整理するため、次の6つの環境目標を設定し、各種施策の展開を図ります。

環境目標1 豊かな自然と共生するまち

本町には、日光国立公園に属する那須連山やその麓に育まれた森林、那珂川・余笹川の清流など豊かな自然が存在します。これらの豊かな自然を将来世代に継承していくため、自然環境の保全に取り組みながら活用を図り、「豊かな自然と共生するまち」を目指します。

環境目標2 生物多様性を育むまち

人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、健全で恵み豊かな自然の維持と生態系の保全に努め、「生物多様性を育むまち」を目指します。

環境目標3 清らかな空と大地と清流のもと健やかに暮らせるまち

私たちの豊かな暮らしは、生産、流通、消費の社会経済活動により成り立っています。これらの社会経済活動の全段階を通じて、汚染物質の発生を抑制し、適正処理を図ることにより、自然の物質循環に与える影響をできるかぎり抑え、「清らかな空と大地と清流のもと健やかに暮らせるまち」を目指します。

環境目標4 放射能影響のない安全安心なまち

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散に伴う環境汚染への対策を推進し、「放射能影響のない安全安心なまち」を目指します。

環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

私たちの社会経済活動による環境への負荷の蓄積で発生した地球温暖化問題は、深刻化を増し、地球で生きるすべての人々が協力して取り組まなければならない大きな課題となっています。私たち一人ひとりが、日常生活、事業活動を見直すとともに、資源やエネルギーの循環に配慮し、「環境への負荷が少なく地球にやさしいまち」を目指します。

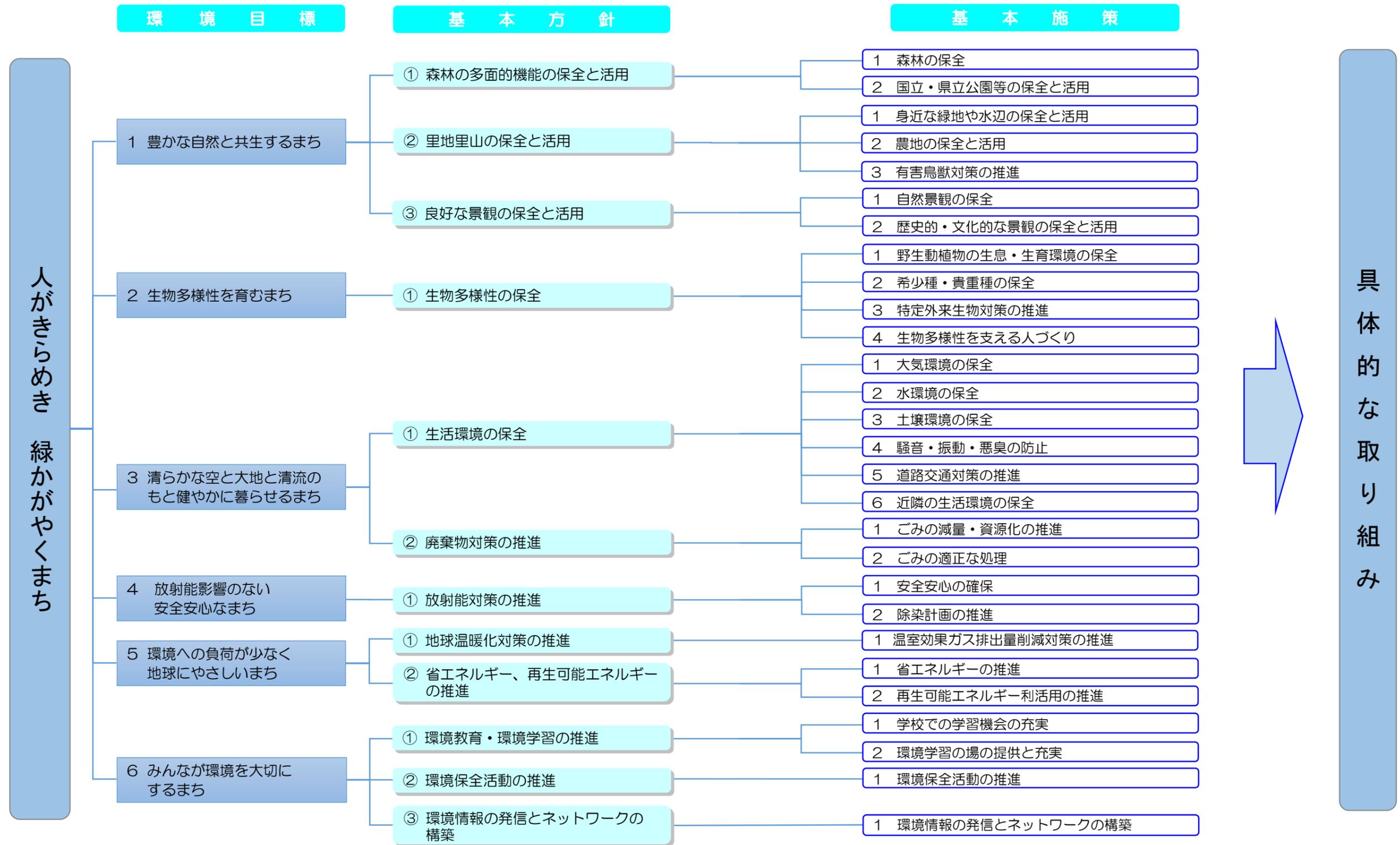
環境目標6 みんなが環境を大切にするまち

望ましい環境像の実現に向け、本町の豊かな環境を保全していくため、町民、事業者、滞在者、町のそれぞれが本町の環境の現状や多様な環境問題について理解し、互いに協力して環境問題に取り組む「みんなが環境を大切にするまち」を目指します。

第5章 施策の展開

1 施策の体系

望ましい環境像を実現するため、前章で定めた環境目標ごとに基本方針を設定し、それぞれの基本方向や基本施策を示します。



2 環境目標実現のための施策の展開

環境目標 1 豊かな自然と共生するまち

施策の基本方針

- ① 森林の多面的機能の保全と活用
- ② 里地里山の保全と活用
- ③ 良好な景観の保全と活用

① 森林の多面的機能の保全と活用

● 施策の基本方向

水源のかん養、自然災害の抑制、二酸化炭素の吸収など多くの公益的機能を有する森林は、私たちが豊かに生活するうえで大切なものとなっています。これら森林が持つ多面的機能を保全するとともに、森林資源を有効に活用していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 森林の保全
- 2 国立・県立公園等の保全と活用

② 里地里山の保全と活用

● 施策の基本方向

市街地にある身近な緑地や水辺環境は、町民や滞在者に潤いと安らぎを与え、生活の質を向上させる役割を担っています。緑地環境や水辺環境を創出していくとともに、その保全を図ります。

また、平地林や農地により構成される里地里山は、人の手による管理が必要です。これらの自然環境を保全し、農林畜産業の活性化を図るとともに、環境資源の利活用を促進するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 身近な緑地や水辺の保全と活用
- 2 農地の保全と活用
- 3 有害鳥獣対策の推進

③ 良好な景観の保全と活用

● 施策の基本方向

本町が有する豊かな自然景観を保全します。特に高原地域には、広葉樹の平地林や牧草畑などが広がり、芦野、伊王野地域には歴史ある史跡等が数多くあります。これらの景観資源を保全し、良好な生活空間の確保や観光資源として活用していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 自然景観の保全
- 2 歴史的・文化的な景観の保全と活用

環境目標 2 生物多様性を育むまち

施策の基本方針

- ① 生物多様性の保全

① 生物多様性の保全

● 施策の基本方向

本町には、高原や水辺等の要素が織りなす豊かな自然が育まれており、そこには、希少動植物を含め多様な動植物の生息・生育が確認されています。

このような自然環境が育む生物多様性や生態系を保全し、良好な状態を維持していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 野生動植物の生息・生育環境の保全
- 2 希少種・貴重種の保全
- 3 特定外来生物対策の推進
- 4 生物多様性を支える人づくり

環境目標 3 清らかな空と大地と清流のもと健やかに暮らせるまち

施策の基本方針

- ①生活環境の保全
- ②廃棄物対策の推進

① 生活環境の保全

● 施策の基本方向

日常生活や事業活動に伴い、排出される汚染物質等から、空気、水、土等を安全に保つため、汚染物質の発生源となりうる工場や事業場の監視と対策を推進します。また、河川等公共用水域の汚濁の主要因が生活排水であることから、下水処理施設、合併処理浄化槽の普及率向上などの生活排水対策を推進します。

騒音、振動及び悪臭は、私たちの生活水準の向上とともに、生活環境の質的向上に対する要求が高くなり、これまで許容範囲として容認されていたものが、苦情となって現れてくる傾向にあります。事業者に対しては、規制基準の遵守徹底とともに、規制基準を遵守していても不快に感じることもあることに配慮した対策の実施を促します。また、ペットのふん尿や鳴きごえ、テレビの音など、日常生活等を原因とする苦情が増えています。これら日常生活等に起因する近隣騒音等の防止について、町民等への周知を図ります。

本町の主要産業である観光の発展に伴い、那須高原では行楽シーズン中の交通渋滞が発生し、環境にさまざまな影響を与えています。このため、交通渋滞の緩和に向けた施策を推進するとともに、環境への負荷の少ない自動車の普及を図ります。

化学物質は、その使用により便利な生活を送ることができる一方、人の健康や動植物の生息・生育に有害な作用を引き起こすものも存在します。町民や事業者に対し、化学物質の適正な使用と管理を促し、化学物質による環境汚染を防止します。

日常生活や事業活動におけるさまざまな公害を抑制し、安全安心で暮らしやすい生活環境を保全していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 大気環境の保全
- 2 水環境の保全
- 3 土壌環境の保全
- 4 騒音・振動・悪臭の防止
- 5 道路交通対策の推進
- 6 近隣の生活環境の保全

② 廃棄物対策の推進

● 施策の基本方向

私たちの社会経済活動における大量生産・大量消費・大量廃棄は、資源の枯渇や地球温暖化など地球規模での環境問題にも密接に関係しています。

限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）と資源としての再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進するとともに、環境に配慮した廃棄物の適正処理や不法投棄対策を推進します。

廃棄物による環境への負荷を低減し、清潔で快適な生活環境を保全するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 ごみの減量・資源化の推進
- 2 ごみの適正な処理

環境目標 4 放射能影響のない安全安心なまち

施策の基本方針

- ① 放射能対策の推進

① 放射能対策の推進

● 施策の基本方向

放射線量等の定期的な測定と情報発信により町民の不安解消を図るとともに、放射能による影響を低減し、町内の状況を福島第1原子力発電所事故以前の状況に近づけるため、除染実施計画に基づき、計画的に除染を実施します。

放射能による町民の健康や生活空間への影響を低減し、安全安心に暮らせる生活環境を確保するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 安全安心の確保
- 2 除染計画の推進

環境目標 5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

施策の基本方針

- ①地球温暖化対策の推進
- ②省エネルギー、再生可能エネルギーの推進

① 地球温暖化対策の推進

● 施策の基本方向

地球温暖化は、その影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。人類の生活と地球生態系を未来にわたって維持するためには、社会経済システムの抜本的な変革や人々の意識、価値観の転換を伴った温室効果ガスの排出削減を全世界的な取組として積み重ねていく必要があります。

本町においても、町民、事業者、町が一体となって温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進します。また、森林は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収源であることから、森林の適切な維持管理の実施のため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 温室効果ガス排出量削減対策の推進

② 省エネルギー、再生可能エネルギーの推進

● 施策の基本方向

化石燃料によるエネルギー消費は、温室効果ガスを排出するとともに、限りある資源の枯渇につながります。環境に配慮したエコライフの浸透や省エネルギー商品の普及により意識は向上しており、今後も省エネルギーに向けた取組を推進します。

再生可能エネルギーでは、一般家庭で普及が進んでいる太陽光発電に加え、温泉排熱を利用したヒートポンプ導入、バイオマスエネルギーでは、バイオディーゼルや薪・木質ペレット利用が実施されており、今後もこれらエネルギーの利活用を継続します。また、小水力発電や生ごみ、家畜排せつ物等を活用したバイオマス等の再生可能エネルギーの利活用に向け、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 省エネルギーの推進
- 2 再生可能エネルギー利活用の推進

環境目標 6 みんなが環境を大切にすまち

施策の基本方針

- ①環境教育・環境学習の推進
- ②環境保全活動の推進
- ③環境情報の発信とネットワークの構築

① 環境教育・環境学習の推進

● 施策の基本方向

那須町の豊かな環境を保全していくため、各世代の人々に環境について学ぶ機会を提供するとともに、自らが体験する学習の場を提供します。また、観光客を対象とした体験型プログラムを関係者と連携して促進していきます。

環境保全への意識向上を図るため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 学校での学習機会の充実
- 2 環境学習の場の提供と充実

② 環境保全活動の推進

● 施策の基本方向

町民や事業者、滞在者と協働で実施している環境美化町民運動や自然公園クリーンデーキャンペーン等の既存の環境保全活動を継続して推進します。また、各種団体の活動や観光客等が参加する活動の情報を発信し積極的な協力を促すため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

- 1 環境保全活動の推進

③ 環境情報の発信とネットワークの構築

● 施策の基本方向

環境に対する意識を高め、積極的な環境保全への取り組みを推進するため、那須町、栃木県及び国が実施している各種環境調査結果や環境情報を、町の広報紙やホームページ等を活用し公開します。

環境情報を共有し、環境保全に取り組む各種団体等の活動を支援し、効果的に推進するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 環境情報の発信とネットワークの構築

第6章 環境目標達成のために

1 環境配慮指針の目的

環境を保全し、将来の世代に継承していくためには、町民（団体を含む）・事業者・滞在者のそれぞれが自ら環境に配慮していくことが必要です。そのため、環境負荷の低減に向けた行動の指針として環境配慮指針を示します。

環境配慮指針は、環境への負荷低減に向けた行動の例を示したもので、これらを参考に各主体による自主的な取組を推進するものです。

町民・事業者・滞在者・町が環境基本計画に掲げる環境目標の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮した行動に取り組んでいきます。

2 主体別環境配慮指針

○町民（団体を含む）の環境配慮指針

私たちが暮らす町や地球の環境を保全していくため、地球温暖化、廃棄物や資源問題、自然環境の保全に向け、町民一人ひとりが環境のために自らができることを理解し、環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することで、環境基本計画の目標の達成を目指します。

○事業者の環境配慮指針

事業者は地域社会の一員として、地球温暖化、廃棄物や資源問題、自然環境の保全と創造に向け、自らの事業活動における環境負荷の低減を図り、環境基本計画目標の達成を目指します。

○滞在者の環境配慮指針

滞在者は地域の自然や歴史文化を享受するだけでなく、将来に継続していくため、一人ひとりが滞在に伴う環境負荷の低減を図り、環境基本計画の目標の達成を目指します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進

那須町環境基本計画の各種施策を効率的に推進していくため、町民・事業者・滞在者・町のそれぞれが連携し、協働により環境保全に関する取組を総合的・計画的に推進していく体制を進めていきます。

① 推進体制

○那須町環境審議会

環境審議会は、計画の進捗状況を点検評価するとともに、意見や提言を行います。

○庁内の推進体制

本町の環境施策の総合的な調整や計画の適正な進行管理を円滑かつ効果的に推進するため、関係各課等の連携のもとに計画を推進します。

② 町民・事業者・町のパートナーシップ

環境問題を効果的に解決していくためには、町民・事業者・町が環境基本計画の担い手として互いに連携しながら、積極的に参画することが必要です。

また、環境に関する町民・事業者の自主的な活動を支援するために、環境情報の共有や活動の場を提供し、必要な措置を講じます。

③ 環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進

環境基本計画を推進し、本町が有する豊かな環境を将来に継承していくため、町は環境に関する情報の収集や提供・発信に努めます。

また、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確にとらえ、複雑かつ多様化、広域化する環境問題に対処するための基礎となるものです。町民・事業者・町は、それぞれが環境に対する調査・研究に努めます。

④ 国・県及び近隣自治体との連携・協力

環境に関する問題は、複雑かつ多様化し、広域化しています。環境保全を進めていく上で、本町だけで対応できないものや、広域的に取組を行うことで高い効果が期待できるものについては、国・県及び近隣自治体と連携し推進していきます。

2 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、P D C Aサイクルにより進行管理を行います。本町の環境の状況や計画に基づく施策の進捗状況、指標の達成状況を把握し、点検評価を行い、町民・事業者にも町の広報紙やホームページなどにより公表していきます。